

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : HM-225
 会社名 : 株式会社ホリゾン
 住所 : 滋賀県高島市新旭町旭 1600
 担当部門 : 品質保証部 品質管理課
 電話番号 : 0740-25-4567(代表)
 FAX番号 : 0740-25-3499
 作成日 : 2016年8月25日 改定日 : 2020年5月21日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体	: 分類できない
	自然発火性固体	: 分類できない
	自己発熱性固体	: 分類できない
	金属腐食物質	: 分類できない
健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	: 区分外
	急性毒性 (経皮)	: 区分外
	急性毒性 (吸入:ガス)	: 分類対象外
	急性毒性 (吸入:蒸気)	: 分類対象外
	急性毒性 (吸入:粉塵)	: 分類できない
	急性毒性 (吸入:ミスト)	: 分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	: 分類できない
	眼に対する重篤な損傷性/刺激性	: 区分2B
	呼吸器感作性	: 分類できない
	皮膚感作性	: 分類できない
	生殖細胞変異原性	: 分類できない
	発がん性	: 分類できない
	生殖毒性	: 分類できない
	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	: 区分3 (気道刺激性)
	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	: 区分1
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	: 分類できない
	水性環境有害性 (急性)	: 分類できない
	水性環境有害性 (慢性)	: 分類できない
	オゾン層への有害性	: 分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル:



注意喚起語 : 危険
 危険有害性情報 : 眼への刺激

呼吸器への刺激のおそれ
 長期又は反復ばく露による臓器の障害

注意書き

- 安全対策 : 使用前に取扱い説明書を読むこと。
 粉塵/フューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること
 適切な保護手袋、または必要に応じて個人用保護具を着用すること。
 取扱いは、換気のよい場所で行ない、作業場の換気を十分に行なう。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 救急処置 : 取扱い後はよく手を洗うこと。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。
 眼に入った場合、水で注意深く洗うこと。
 気分が悪い時は医師に相談すること。
- 保管 : 容器を密閉し、一定の場所に定めて施錠して保管すること。
- 廃棄 : 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

- 単一製品・混合物の区別 : 混合物
 化学名・一般名 : エチレン・酢酸ビニル樹脂系ホットメルト接着剤
 成分及び含有量 : エチレン・酢酸ビニル共重合体等100%

【構成成分の濃度範囲】

構成成分	濃度範囲	官報公示 整理番号	CAS No	備考
エチレン・酢酸ビニル共重合体	非公開	(6)-6	24937-78-8	熱可塑性樹脂
変性天然系樹脂	非公開	既存	非公開	粘着付与樹脂
石油系炭化水素樹脂	非公開	既存	非公開	粘着付与樹脂
固形パラフィン	10~20%	既存	8002-74-2	可塑剤
酸化チタン	<3.0%	(6)-1	13463-67-7	着色剤
添加剤	<2.0%	(3)-1693	6683-19-8	酸化防止剤
製品	100.0%	—	—	—

【法規制対象成分】

構成成分	安衛法	PRTR法	毒劇法
固形パラフィン	表示、通知対象物 第170号	非該当	非該当
酸化チタン	表示、通知対象物 第191号	非該当	非該当

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 加熱した製品の蒸気を吸入して目、鼻、のど、などに異常が発生した場合は、被災者をただちに空気の新鮮な場所に移動させ保温、安静につとめ医師の診断、手当てを受ける。
 呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめて呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行ない、医師に連絡する。

- 呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
被災者には付き添いをおき、一人にしてはならない。
- 皮膚に付着した場合 : 火傷のない程度の付着の場合、付着した部分を水でよく洗い流しさらに石鹼を使用して洗浄する。
加熱した製品に触れた場合、ただちに大量の水で十分に冷却し、医師の診断、手当てを受け火傷に対する医療処置を行なう。
(製品、衣類などが皮膚にはりついている場合、無理にはがしてはならない。水ぶくれをつぶしたり、皮膚を剥がしてはならない。) 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 目に入った場合 : 製品が目に入った場合、最低15分間清浄な水で目の洗浄を行ない、ただちに医師の診断、手当てを受ける。
溶融した製品が目に入った場合は、ただちに大量の水で十分に冷却し、医師の診断、手当てを受け火傷に対する医療処置を行なう。
(目をこすったり、無理に開けさせてはならない) コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり取り除いて洗浄し、医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 大量の水、または牛乳を飲ませて吐かせた後、ただちに医師の診断、手当てを受ける。
- 最も重要な兆候及び症状に関する簡潔な情報 : 加熱時に生じる蒸気は、目、鼻、のど、呼吸器、粘膜などを刺激する。
加熱時に生じる蒸気は、不快感、頭痛、流涙などの症状を起こすことがある。
加熱した製品が身体の一部に接触すると重度の火傷を起こす。
- 応急処置をする者の保護 : 加熱した製品に接触する可能性や蒸気を吸入する可能性がある場合は、適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別注意事項 : 加熱した製品に接触する可能性や蒸気を吸入する可能性がある場合は、適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、大量の水など。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水は火災を拡大するおそれがあるので使用しない。
- 火災時の特定危険有害性 : 燃焼時には二酸化炭素、一酸化炭素、その他窒素酸化物系ガス、有毒ガスが発生する可能性がある。
- 特定の消火方法 : 消火作業は可能な限り風上から行なう。
棒状の水は熱水、または加熱した製品が飛び散り被害の拡大、火傷の可能性があるので十分に注意する。
この場合は、泡消火剤を用いて空気を遮断することなどが有効である。
燃焼源の供給を速やかに停止、周囲の設備等に散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止し、関係者以外は安全な場所に退避させる。
消火のための散水などにより、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行なう。
周辺火災の場合には、移動可能な製品、可燃性の物質を速やかに安全な場所に移動する。

- 消火を行なう者の保護 : 消火後は周辺、製品内部が冷却されるまでロープをはり、人の立ち入りを禁止する。
 消火作業は必ず適切な保護具（自給式呼吸器、防火服、防災面、化学用保護衣等）を着用し火傷防止の措置を行なう。
 有害ガスが発生する可能性があるので適切な呼吸保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用し、風上から消火活動を行ない吸入を避ける。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 漏出した周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
 回収は適切な保護具を着用し、風上から行なう。
 加熱した製品が漏出した場合、製品が冷却してから取り除く。
 止むを得ず高温の状態での回収する必要がある場合は、適切な保護具を着用して火傷防止の措置をとる。
 回収が終るまで十分な換気を行なう。
- 環境に対する注意事項 : 人によっては臭いを不快に感じる可能性があるため、周辺の住民に漏出したことを通報するなどの適切な措置を行なう。
 漏出した物質の外部への飛散、河川、下水道、排水溝への流出、土壌への浸透を防止し、また、流出した場合は全量回収に努める。
- 除去方法 : 溶解した製品が漏出した場合、冷却固化してからすくい取る、または削り集めるなどして密閉容器に回収する。
- 二次災害の防止策 : 周辺からすべての着火源となるものを速やかに取り除き、消火用器材を準備する。
 火花を発生しない安全な機器、用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 火気注意
 専用の溶解機器および塗布機器を使用する。
 直接火などで加熱してはならない。
 取扱い場所の近くに、緊急時の冷却、手、顔、体などの洗浄、うがいを行なうための設備を設置し、その位置を表示する。
 適切な保護具（不織布マスク、有機溶剤用マスク、送気マスク、防塵マスク、空気呼吸器、保護めがね、防災面、手袋、長靴、前掛けなど）を着用し、製品が身体、着衣などに接触しないようにする。
 取扱いは換気の良い場所で行ない、作業上の換気を十分に行なう。
 換気の悪い場所や空気がこもる様な場所での使用は行なわない。
 また、必要に応じて局所排気装置、全体排気装置、屋内換気設備の設置を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 周辺の火、火気、高温、熱源、静電気蓄積など全ての着火源となる因子を取り除き、その他の可燃物から遠ざける。
 作業場の整理整頓に努める。
 容器は、転倒、落下、衝撃、または引きずるなどの乱暴な取扱いをしてはならない。

加熱時における発煙蒸気を吸い込まないようにする。
換気の良い場所でのみ取扱い、屋外での取扱いは、できるだけ風上から行なう。
取扱い後は、手、顔、体などをよく洗い、うがいをする。
取扱い場所には関係者以外の立入りを禁止する。

保管

- 適切な保管条件 : 保管場所には指定可燃物（合成樹脂類）を貯蔵し、または取扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設けるなど、消防法等の規定に従った対策をとる。
ゴミ、水などが入らないように密閉し、換気の良い冷所で保管する。
熱、火花、裸火などの着火源から離して保管すること。
容器は直射日光（製品の性能を著しく低下させる可能性がある）や火気を避けること。
- 安全な容器包装材料 : 吸湿を防止し、静電気が発生しにくく、破壊しにくい包装材料が望ましい。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定されていない。
許容濃度

構成成分	許容濃度	
	日本産業衛生学会	ACGIH
フェニル・酢酸ビニル共重合物	8 mg/m ³ (総粉塵)	TWA (8h) 10 mg/m ³ (総粉塵)
固形パラフィン	設定されていない	2 mg/m ³ (ヒュームとして)
酸化チタン	4 mg/m ³ (総粉塵)	TWA 10 mg/m ³

注) 許容濃度は設定されていないので、第2、3種粉塵の基準値を参考値とする。

- 設備対策 : 混練、加工、成型作業において、密閉式の溶融機器を用いることが望ましい。
必要に応じて局所排気装置、全体排気装置、屋内換気設備を設置する。
取扱い場所の近くに、洗顔、洗眼、手洗い場等を設け、その位置を表示する。

保護具

- 呼吸器の保護具 : 不織布マスク、有機溶剤用マスク、送気マスク、防塵マスクなど
手の保護 : 保護手袋、耐熱手袋など
目の保護 : 保護めがね (必要に応じてゴーグル型)
皮膚及び身体の保護 : 長袖の保護衣、保護前掛け、保護長靴など
- 適切な衛生対策 : 作業中は飲食、喫煙をしない。
作業後は手をよく洗い、うがいをしてから、飲食等をする。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- 形状 : 固体
色 : 白色
臭い : あり

PH	: 該当しない
物理的状态が变化する特定の温度/温度範囲	
沸点	: データなし
融点	: データなし
軟化点	: 108 °C
引火点	: データなし
発火点	: データなし
爆発特性 (爆発限界)	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
密度	: 1.00 (g/cm ³)
溶解性	: 水に対して不溶、油系に対して溶解する。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件下では安定 しかし、熱、光により製品の性能が変化する可能性がある。
危険有害反応可能性	: 化学的には安定。自己反応性はなし。
避けるべき条件	: 火源付近、直射日光、水、過度の高温
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 熱分解時には、二酸化炭素、一酸化炭素、その他の有害ガスなどを生成する。

11. 有害性情報

(1) 急性毒性

(経口)	: (固形パラフィン) ラット LD ₅₀ > 5000 mg/kg (酸化チタン) ラット LD ₅₀ > 10000 mg/kg (添加剤) ラット LD ₅₀ > 2000 mg/kg 混合物は ATEmix > 2000 mg/kg なので、区分外とする。 (分類 J I S)
(経皮)	: (固形パラフィン) ウサギ LD ₅₀ > 3600 mg/kg (酸化チタン) ウサギ LD ₅₀ > 10000 mg/kg (添加剤) ラット LD ₅₀ > 2000 mg/kg 混合物は ATEmix > 2000 mg/kg なので、区分外とする。 (分類 J I S)

(吸入：ガス、蒸気) : 混合物は固体なので、分類対象外とする。

(吸入：粉塵、ミスト) : 情報がなく分類できない。

(2) 皮膚腐食性/刺激性 : 情報がなく分類できない。 (分類 J I S)

(3) 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性

: (固形パラフィン、酸化チタン) 区分 2 B
混合物中の区分 2 B の含有量は 10% 以上なので、区分 2 B となる。 「眼への刺激」

(4) 呼吸器感受性 : 情報がなく分類できない。

(5) 皮膚感受性 : 情報がなく分類できない。

(6) 生殖細胞変異原性 : 情報がなく分類できない。

(7) 発がん性 : 情報がなく分類できない。

(8) 生殖毒性 : 情報がなく分類できない。

- (9) 特定標的臓器／全身毒性
- (単回暴露) : (固形パラフィン、酸化チタン) 区分3
混合物中の区分3の含有量は20%以上なので、区分3になる。
「呼吸器への刺激のおそれ」
 - (反復暴露) : (酸化チタン) 区分1
混合物中の区分1の含有量は1%以上なので、区分1となる。
「長期又は反復ばく露による臓器の障害」
- (10) 吸引性呼吸器有害性 : 情報がなく分類できない。
その他情報 : この製品自体のデータは得られていない。

1 2. 環境影響情報

- (1) 水性環境急性有害性 : 情報がなく分類できない。
- (2) 水性環境慢性有害性 : (酸化チタン) 区分4
その他成分の情報がなく、分類できない。
- (3) オゾン層への有害性 : 情報がなく分類できない。
その他情報 : この製品自体のデータは得られていない。

1 3. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して廃棄する。
廃棄物が高温である場合、完全に冷却してから廃棄する。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の分類では、廃プラスチック類に該当する。
地方条例その他で特別の規制を受ける場合には、それに従うこと。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を処分する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。
汚染容器の廃棄においては、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者及び処理業者に委託して廃棄する。

1 4. 輸送上の注意

- 国連分類 : 国連定義の危険物に該当しない。
- 国連番号 : 国連定義の危険物に該当しない。
- 国内法規制
 - 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
 - 海上輸送 : 船舶安全法、港則法等に定められている運送方法に従う。
 - 航空輸送 : 航空法等に定められている運送方法に従う。
- 輸送の特定の安全対策及び条件 : 火気注意。
消防法における指定可燃物（合成樹脂類）に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
輸送前に容器の破損、腐食、漏れなどが無いことを確認する。
転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなう。
直射日光を避け、水濡れ、注水、高温下厳禁、乾燥状態を保つ。

15. 適用法令

- 消防法 : 第9条の4 指定可燃物
危険物の規制に関する政令 第1条の12 別表4
合成樹脂類 指定数量3000kg以上
- PRTR法 : 該当しない。
- 労働安全衛生法 : 第57条の2 表示対象物、通知対象物
労働安全衛生法施行令 第18条の2 別表9
表示義務及び通知義務の対象となる化学物質
「固形パラフィン」 政令番号 第170号
「酸化チタン」 政令番号 第191号
- 毒物及び劇物取締法 : 該当しない。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 第2条 産業廃棄物 「廃プラスチック類」

16. その他の情報

- 参考文献 : 日本接着剤工業会 「GHS対応MSDSの作成手引きとモデルMSDS」
化学工業日報社 発行
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」(改訂5版)
JIS Z 7253 : 2012 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート」
JIS Z 7252 : 2009 「GHSに基づく化学物質等の分類方法」
独立行政法人 製品評価技術基盤機構HP (化学物質総合情報提供システム)
原料メーカー提供 (製品) 安全データシート

- その他 : 本書は弊社の現時点で入手できる情報をもとに作成しておりますが、情報の正確性、真実性、製品の無害性、安全性、用途への適性などを保証するものではありません。
本書の情報のうち、「含有量」、「組成・成分情報」、「物理的・化学的性質」などの値は、保証値、規格値ではありません。
全ての化学製品には未知の有害性、危険性が考えられ、また、危険、有害性の情報、評価は必ずしも十分でない可能性があり、取扱いには細心の注意が必要です。また、本書に記載された注意事項は通常の手取扱いを対象にしたものであるため、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な安全対策を実施の上ご使用下さい。

本書は、新しい情報、法律の改正、内容の見直し、その他の理由により改訂する場合があります。

本SDSの改訂版を受領した場合は、旧(M)SDSを廃棄して下さい。